

転嫁・表示カルテルが認められます！

～消費税転嫁対策特別措置法について(4)～

消費税転嫁対策室

TEL：082-205-5337

平成26年4月1日、消費税率が5%から8%に引き上げられました。

これに先立ち、平成25年10月1日、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）が施行されています。今回は、『4. 消費税の転嫁と表示方法のカルテルの届出！』についてご案内いたします。

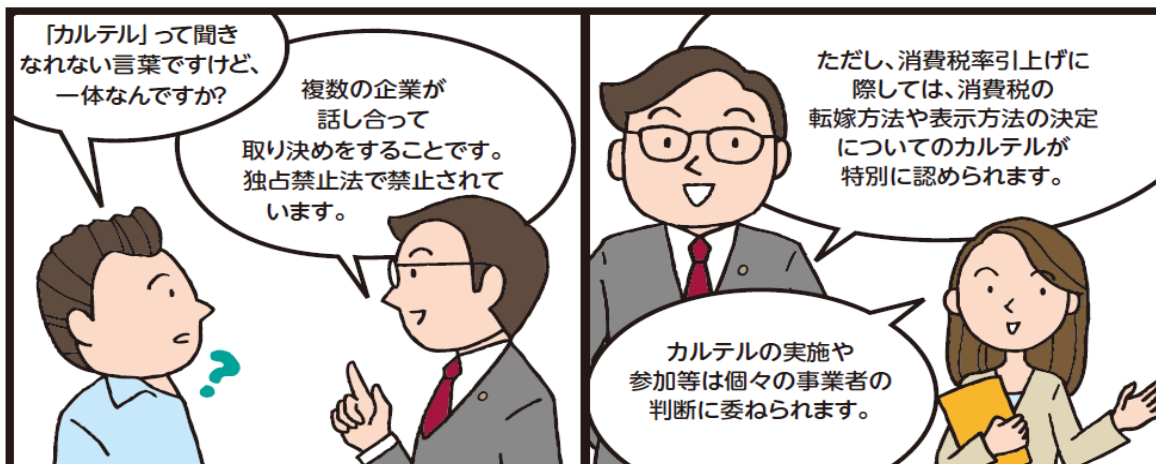


消費税転嫁対策の4つのポイント

1. 大型店等による転嫁拒否行為の禁止！
2. 「消費税還元セール」といった広告の禁止！
3. 総額表示の特例で本体価格のみの表示がOK！
4. 消費税の転嫁と表示方法のカルテルの届出！ ← 今回ご案内

●消費税の転嫁と表示方法のカルテルの届出

消費税転嫁対策特別措置法では、公正取引委員会へ事前に届出を行うことを条件に、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、事業者または事業者団体が行う商品または役務の供給について、転嫁カルテルおよび表示カルテルをすることが認められます。



● 転嫁カルテルとは？

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為を指します。

※共同行為の対象は販売についてのものであり、購入についての行為は対象となりません。



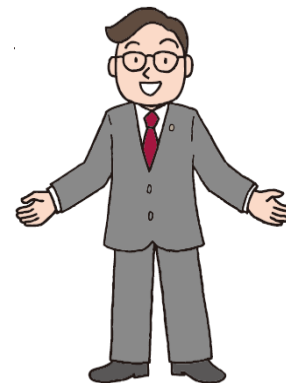
転嫁カルテルは、市場における価格形成力が弱い中小事業者に特に配慮して認められているため、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

《転嫁カルテルとして行う事ができる行為の例》

- ①各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ②消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

(例) 本体価格98円×8% =消費税額7.84円→8円

認められない例として、『本体価格を統一すること』や、『消費税率引上げ分と異なる額(率)を転嫁すること』などは価格カルテルとなり、独占禁止法違反となります。



《転嫁カルテルが認められる事業者》

転嫁カルテルは、一般的に中小事業者が市場における価格形成力が弱いことに配慮して、一部の事業者に認められているものです。転嫁カルテルが認められる事業者等は、**①共同行為が複数の事業者の間で行われる場合には、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であること、②共同行為が事業者団体で行われる場合には、構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること。また、事業者団体の連合会で行われる場合には、傘下の事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること、③事業者と事業者団体が共同して行う場合、事業者団体同士が共同して行う場合には、それぞれが上記①②の要件を満たしていること**

●表示カルテルとは？

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為を指します。

※表示カルテルは、すべての事業者・事業者団体に認められます。

《表示カルテルとして認められる行為の例》

①消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

(例)・税込価格を表示する場合。

「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する旨の決定

「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示する旨の決定

②見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定

③価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

※特定事業者である取引の相手方が税抜価格での価格交渉を拒否する場合、転嫁拒否等の行為として違法となります。

●事前の届出

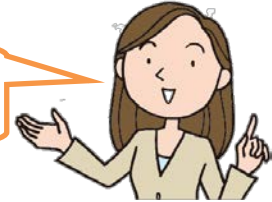
転嫁カルテル・表示カルテルを行おうとするときは、公正取引委員会への事前の届出が必要です。届出は平成25年10月1日から受け付けています。

公正取引委員会：<http://www.jftc.go.jp/>



消費税の転嫁及び表示の方法などに関する相談は以下で受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

中国経済産業局 消費税転嫁対策室
TEL 082-205-5337 FAX 082-205-5339



関連リンク集

消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤルまたはホームページ上の専用フォームからご相談ください。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00 (平成26年3月、4月は、土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスでご案内しております。
●固定電話からは…8.5円～80円／3分間 ●携帯電話からは…90円／3分間 ●公衆電話からは…30円～220円／3分間

ホームページ(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ
- 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ
- 便乗値上げに関する問い合わせ

消費税価格転嫁等対策：内閣府

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

消費税転嫁対策コーナー：公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

中小企業・小規模事業者のための「消費税の手引き」：中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131008syuhizei.htm>